

埼玉県地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱

令和 7 年 4 月 28 日決裁

(趣旨)

第 1 本事業により、持続的な食料システムの確立に向けて、埼玉県は地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業が農林漁業者等と連携・協調した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組を推進する。

(通則)

第 2 埼玉県地域型食品企業等連携促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 新食第 2374 号農林水産事務次官依命通知）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下、「規則」という。）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、第 1 の趣旨を踏まえ、地域の持続的な食料システムの確立に資することを目的とする。

(事業の実施)

第 4 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより事業実施計画書を作成し、第 6 第 1 項の規定による交付申請書の提出より前に、提出するものとする。

2 事業実施計画の変更（知事が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、知事が別に定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第 5 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 1 に定めるところによる。

(申請手続)

第 6 規則第 4 条に定める交付申請書は、別記様式第 1 号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 7 規則第 4 条に掲げる知事が定める交付申請書の提出期限は、別に定めるものとする。

(交付決定の通知)

- 第 8 知事は、第 6 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 6 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(申請の取下げ)

- 第 9 補助事業者は、第 6 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 8 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようと

するときは、前項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。

- 3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 規則第6条の知事が別に定める軽微な変更は、別表1に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15 規則第13条に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき(第10第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第16 知事は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から10日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第18 知事は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（収益納付）

- 第19 補助事業者は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該事業の実施による別表1の区分に掲げる（2）の新商品等の販売によって相当の収益を生じたときは、知事が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合、その他補助事業者と同項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと知事が認定したときは、知事が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

- 第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第21の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第21 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科

目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 8 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第 22 知事は、補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 10 から第 13 まで、第 15、第 17 第 1 項及び第 18 から第 20 までの規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に掲げる条件を付さなければならない。

2 知事は、地方公共団体以外の補助事業者に補助金を交付するときは、補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 9 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 23 補助事業者は、別紙暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書と合わせて提出するものとする。

(指導等)

第 24 知事は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 28 日から施行する。

別表 1（第 5 関係）

第 1 区分	第 2 事業内容	第 3 補助対象経費	第 4 補助率	第 5 軽微な変更	
				経費の配分の 変更	事業内容の変更
（１）地域食料システムプロジェクト推進事業	（１）地域食料システムプロジェクト推進事業 都道府県が地域コンソーシアムを設置し、地域の新たな食品ビジネスの創出及び協調領域の開拓（以下「食品ビジネスの創出等」という。）の取組を支援するため、以下に掲げる事業を実施する。 ①地域コンソーシアムの設置・運営 補助事業の運営を行う事務局として、地域コンソーシアムを設置し、運営する。また、食品等事業者を中心とした多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す取組を行う。 ②情報発信 地域コンソーシアムの取組について情報発信を行い、その取組の進展に	（１）地域食料システムプロジェクト推進事業 ①地域コンソーシアムの設置・運営費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、事務局旅費、通信機器類等リース料、管理運営費（人件費を含む。）等 ②情報発信費 ホームページ作成・運営費等	定額	区分（１）、（２）及び（３）の相互間における経費の 30%以内の増減	1 事業の追加、中止又は廃止以外の事業内容の変更 2 事業費の 30%以内の増減 3 県補助金の 30%以内の減

	資するよう、事業者等の地域コンソーシアムへの参画を促すため、ホームページの構築・運営を行う。 ③研修会の開催 地域連携推進コーディネーター及び専門家による、持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムの参画者を対象とした食品ビジネスの創出等の意識醸成等に資する講義を年に1回程度開催する。 ④専門部会の開催 食品ビジネスの創出等を検討するため、課題別に専門部会を開催する。開催に当たっては、検討するテーマを設定して、テーマごとに専門部会を組成し、年に2回程度開催する。 ⑤地域戦略マッチングの実施 ④の専門部会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス及び地域型協調領域実証（以下「新たな食品ビジネス等」という。）の戦略構想を検討する会議及び食品ビジネスの創出等	③研修会の開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ④専門部会の開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ⑤地域戦略マッチングの開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等			
--	---	--	--	--	--

	を担う事業者と関係者のマッチングを年に2回程度実施する。実施に当たっては、原則として地域連携推進コーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。 ⑥相談体制の整備 新たな食品ビジネスの発展・拡大に向けて、支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネスの創出等に取り組む食品等事業者に対する相談会を年に1回開催する。 ⑦新たな食品ビジネス等の支援 全国プラットフォームと連携し、次に掲げる間接補助事業に対する支援を実施する。 ア 間接補助事業者が行う新たな食品ビジネス等の事業計画の策定及び実施に係る支援 イ 間接補助事業者が行う地域型協調領域実証の事業計画の策定及び実施に係る支援 ウ 新たな食品ビジネス等におけるクラウドファンディングのプロジェ	⑥相談体制の整備に係る経費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ⑦新たな食品ビジネス等の支援に係る経費 通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等			
--	--	---	--	--	--

(2) 新商品等開発・ 販路開拓事業	クトページ作成等の支援 (2) 新商品等開発・販路開拓事業 間接補助事業者が、新商品等開発・ 販路開拓事業に取り組むために、地域 連携推進コーディネーター又は専門 家の指導・助言を受けて以下に掲げる 取組を実施する。 ①新商品等の開発 地域コンソーシアムにおいて組成 された、新商品、新メニュー、新サー ビス等（以下「新商品等」という。） の開発に必要な試作品及びパッケー ジデザインの開発、安全性を確保する ための成分分析等を行う。 なお、本取組は新商品等を消費者ニ ーズに合わせたより良いものに開発 する観点から、3回を限度として行う ことができるものとする。 ②販路開拓の実施 (2)の①で開発された試作品の試 食会及び試験販売を行い、消費者等の 評価の集積を行うとともに、新商品等	(2) 新商品等開発・販路開拓事業 ①新商品等の開発費 新商品等企画・実証・開発費（デー タを活用したマーケティング費、試作 品及びパッケージデザインの開発の ための開発員手当、試作品材料・資材 購入費、成分分析検査費、試作品の製 造・新サービス実証に関する機器のレ ンタル・リース料等） ②販路開拓費 ア 消費者評価会実施費 会場借料、資料印刷費、アンケート 調査票印刷費、集計整理賃金等	定額、1／2以内 （いずれも 4,000 千円以内） ※改正法が国会審 議を経て成立した 場合、新商品等開 発・販路開拓事業 に取り組む食品等 事業者が、食料シ ステム法第6条に 基づく安定取引関 係確立事業活動計 画の認定を事業実 施期間終了までに 受ける意思を有し ており、原則とし てその取組が当該 認定を受けること ができると見込ま れる場合は、定額 とする。		
-------------------------------	---	---	--	--	--

	の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。	イ 販売促進展開費 出展料、出展旅費（１回の出展あたり２人までとし、２回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等			
（３）地域型協調領域実証事業	（３）地域型協調領域実証事業 地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資するよう、環境負荷低減又は資源の有効活用、流通の合理化、技術開発等の共同実証・研究を行う。	（３）地域型協調領域実証経費 地域型協調領域実証事業の実施に係る経費 実証・研究員手当、調査員手当、謝金、原材料費、資材費、協調領域実証に関する機器のレンタル・リース料、検査・分析費、通信費、消耗品費等その他地域コンソーシアム関係者間で連携した共同実証・研究に要する経費	定額（（２）と併せて実施する場合も、合計 4,000 千円以内とする。）		